

議会基本条例策定代表者会議

○平成26年12月22日(月曜日)

場 所 第一会議室

出席議員 14名

座 長 森 戸 洋 子 議員
副 座 長 宮 下 誠 議員
中山 克 己 議員
鈴木 成 夫 議員
片 山 薫 議員
小林 正 樹 議員
百 瀬 和 浩 議員
五十嵐 京 子 議員

湯 沢 綾 子 議員
白 井 亨 議員
渡 辺 ふき子 議員
斎 藤 康 夫 議員
水 上 洋 志 議員
板 倉 真 也 議員

欠席議員 1名

林 倫 子 議員

出席説明員

総 務 課 長 伏 見 佳 之

事務局職員出席者

議会事務局長 加 藤 明 彦
議 事 係 長 内 田 雄 介
庶 務 調 査 係 前 坂 悟 史

議会事務局長 飯 田 治 子
議 事 係 高 橋 晃 範

午前10時12分開会

○森戸座長 おはようございます。議会基本条例策定代表者会議を開会いたします。

お手元に次第がございますので、順次次第に沿っていききたいと思います。

まず、素案たたき台ということでありますが、その前に、過日の研修会には皆さんのご参加お疲れさまでした。いろいろな講師の先生の講演に学ばれたことも多かったかと思いますが、皆さんの方で感じられたことがございましたら、一言ずつでも感想をお寄せいただければありがたいとおもっておりますので、よろしく願いいたします。どなたからでもどうぞ。

条例の評価は68点でしたか。反問権が入ってい

ないこととか、そういうところがちょっと点数減になっているというのはあるんですが。

○小林議員 おはようございます。感想ということで、メモを見直してみますと、大事なところとして、財政上の措置を入れることと、年次報告を入れることと、事務局職員の協議を行うことというところが自分としてはポイントの一つかなということで思いながら、聞いていたことを思い返しておりましたが、中でも財政上の措置というところは余り意識していなかったなということを改めて感じました。

明文化するかどうかは別として、先生のお話の中にもありましたように、実行性と実効性、行うことができるのかということと、ちゃんと効き目

のある条文なのかというところ、ここが私たちの議論の中でも大事にしてきましたけれども、大事なところかと。財政措置というのはそういったところの裏付けにもなるのかなと感じましたけれども、いずれにしても、大目的である市民の福祉に供するための条例にするということが大事であって、いろんな点数のこともありますけれども、それを気にすることなく、小金井市らしい条例という形になるか分からないですが、小金井市らしい作成プロセスの中でできた条例ということで、自信を持って完成に向かってやっていきたいということを改めて感じました。

○渡辺（ふ）議員 簡単なんですけれども、早く作成した方がいいですよと言われたこととか、小金井市らしいものにした方がいいということで、最大の目的は、いろんなプロセスから考えられた条例だったとしても、最終的な目的が、市民の福祉の向上に寄与するものにならなければ意味がないということ言われていたことが印象に残りました。

あと、小金井市の作っている条例そのものは68点ということでしたけれども、そんなに間違った方向ではないなということを改めて感じて、すごく分かりやすくお話をしていただけたので、非常に聞きやすく楽しい条例の勉強会だったと思っています。ありがとうございました。

○白井議員 点数が発表されたんですが、感想としては、意外といい点がついているなという感想ではありました。もっとひどい点数が出るのかなと思っていましたので。ただ、その中でも、逐条解説がまだ考慮されていないということなので、先行市の点数で言うと、もう少し大きくなるのかなという気はしています。

さっき渡辺（ふ）議員からもありましたけれども、まず作りましょうと、4年はかかり過ぎですよねということを多分何十回と言われたと思うので、そればかりが非常に印象に残っているんです

けれども、しっかり議論しながらも、私はずっと思っているのは、運用が大事だと思っていますので、これまでやってきたことを形にして、部分的に新しいことを議論して取り入れて、そういった形で条例を作るということで、今、議論していますけれども、結局それを含めて、必要なところをまた見直していくということ含めて、運用が大事だと思っていますので、まず作るということを改めて思ったところであります。

あと、昨日、西東京市の市議会議員選挙がありました、確か投票率が1ポイントも下がらなかったぐらい、若干下がった程度で済んだということだったんですけれども、今年度、例えば号泣会見含めて、いろいろ議会というものが話題になったと思うんです。こういった、いわゆるトレンドではないですけども、注目されているうちが花です。今のうちに議会としてあるべき姿を市民に見せていくということが大事かなと、今年、議論を通じて思っていたことではあります。

あと、市民福祉の向上ということも含めて講師の先生からも話があって、我々もずっとそれをもとに議論を重ねてきたと思うんですが、何となく市民というものの捉え方が、それぞれの歴史によって違う市民のかなという気はしていますので、そこが結局、妥協の産物の条例になる側面もあるのかなというのは、話を聞いて改めて思いました。ただ、その中で作った条例を活かしていくということを前提にして、引き続き協議していきたいと思っています。

○百瀬議員 先生のお話を聞いて、いろいろ思うところはあるんですけれども、一番重要だと思ったのが、早く作るということ、早く作って、運用の中でいろいろ、条例自体が我々にとって一番身近なものになるので、その修正をしていくなり、運用の中で変えていくなりということが一番簡単にできるわけなので、とにかく現状をしっかりと表現することが一番大事であって、その運用の中で

それぞれ時代とともに変わっていくのかなと思います。早く作るということが一番我々にとっての課題なのかなと思いました。

○片山議員 改めておさらいというか、議会基本条例の必要性であるとか、全体的なことを捉え直した機会だったかなと思っています。多分ここで話し合ったときに、今回の研修会の位置付けを、今、作っている条例のチェックをしてもらおうとか、そういった話もあったかなとは思ったんですが、こちらの進行と先生の把握が少しずれていたりとか、いろんなことがあって、そこまでの細かい精査にはならなかったかなとは思いました。逐条解説に随分重きを置かれていたというのは、私はちょっとどきどきしているところなんですけれども、そんなにあれかしらと思いつつ、でも、いろいろなアドバイスを受け止めて活かしていければと思います。

○水上議員 一つ学んだのは、いろんな可能性があるということを学びました。確か沖縄の米軍基地に対する立入調査ですか、あれは不可能なんだけれども、議会意志として明記しているという話もあったりとか、大学との連携とか、Q&Aで手を挙げたりということがあって、そういう可能性が更にあるんだということ学んだということ、小金井市らしいと言われると、小金井市らしさというのはどういうことなのかなということ、余り深く考えすぎると先に進まなくなるので、小林議員が言ったみたいに、作っているプロセスそのものが小金井市らしいのかなと思いますけれども、早く作るということで努力していきたいと思えます。

○鈴木議員 皆さん言われたとおりで、熟議を重ねることの大切さと、かといって、余り時間をかけ過ぎていくこともどうかという、私たちが感じていることそのものをずばり指摘されたのかなと思っています。その目的が何かということをもう一度捉え直して、白井議員もおっしゃっていたよ

うに、運用しながら手を加えていくということも大切なのではないかと、改めてそれを再認識したという印象です。

○宮下議員 大体皆さんが言っているのと同じようなことが多いんですけども、4年はかかり過ぎと、もっと早く作ってというのが、私の立場的にもぐさっと、何十回も言っていないと思うけれども、3回か4回はおっしゃったかなと思って、その度にかなりぐさっと来ていて、困ったなど、正直そういう思いです。ですので、それは相当反省していますので、とにかく早く作らなければという思いがまず残りました。

それと、目的が市民の福祉の向上のためというところ、当たり前といえば当たり前なんですけれども、あれをもう一回大事なのではないかというところで、すごく印象に残りました。これからまとめ作業にこの後ずっと最終的には入っていくでしょうけれども、そこに当たって、市民の福祉の向上という観点が大事だと感じました。

最後に、3点用意すると最後におっしゃって、条例案と逐条解説と報告書、この三つをそろえて出すのが理想的と言ったかな。それも、仕事が増えたなということで、ちょっと焦ってしまっていて、それも考えながら最後のまとめに入る必要があるかなと思っています。

○湯沢議員 大変興味深いお話だったんですが、68点という点数を頂いて、先生のおっしゃるとおり全部やれば100点にはなるわけですけども、それでは全く意味がないわけで、ということは、改めて正解というものはないんだなということ強く感じました。小金井市らしい条例を作りたいと思うと同時に、早く作るということは意識してということは私も思いました。

○五十嵐議員 まず、今回の講演は多分事前の準備が良かったんだと思うんですけども、ちょうど今の作業に合わせて内容的にはぴったりだったということで、良かったなと思います。

それから、印象に残っているのが幾つかあるんですが、早くということもそうなんですけれども、これを作ることによって投票率が上がるのかというように言い方が途中であって、そういうことを考えなければいけないのかと改めて思いまして、そういうことを頭に置きながら話し合わなければいけないんだなということを感じたのは、一つ勉強になったというか、意識をさせられたことです。あとは皆さんと同じです。

○板倉議員 今、五十嵐議員も言われましたけれども、私が一番思ったのは、小金井市の市議会議員選挙でも半分ぐらいの方しか投票に行かないと。物理的に行けない方もいらっしゃると思うんですけども、市政の問題、それは行政側も議会側もそうだと思いますが、いかに市民の皆さんに分かりやすく伝え、関心を持っていただき、参画してもらえるかというのが議会基本条例の一つの大きな意義だと思っています。レジュメの中にもあったんですけども、特に投票行動を起こさない住民の意思をどのようにして反映していくかが大切であると書かれているんです。その視点で、果たして議会基本条例が今、議論されているかどうかというところでは、まだもう一度よく私も考えなければいけないと思いました。

それと、私はもうちょっと早い時期にあの内容の講義を受けた方が良かったかなと、私は率直にそう思いました。この段階で受ける内容にしてはもったいなかったなというのが、あの内容だったらもっと早目の方が良かったかなというのは思いました。いずれにしても、議会内のいろんなやりとりとか、あるいは予算の関係とか、その縛りの中で議論してしまうと、議会基本条例の市民に対するあるべき姿とちょっと壁ができてしまうのかなというのは思っておりまして、その点、いろいろジレンマの中で講義を聞いたというのが実態です。

○中山議員 これからの世の中、このようになっ

ていくんだろうなというトレンドと、それから、行政というのはつまびらかにしていかなければいけないという、つまり課題の解決とか問題点の整理、論点整理をしていくためにはつまびらかにしていかなければいけないという、その2点で、牧瀬稔先生の今回の講義をお伺いすることができて非常に良かったかなと。大変有意義な時間を過ごせたと思っています。

その中で1点感じたのは、先生がおっしゃっていた、歩み寄りが大切だということで、私も前期の議会基本条例策定メンバーの一人だったんですけども、当時、みどり市民ネットの漢人議員が、早く作らなければいけないということで、大分彼女自身が歩み寄りをしていただいたというところで、私もそこを非常にずっと思っておりまして、今期の策定代表者会議の中では、自民党会派としてできるだけ歩み寄れるようにまとめてきたかなと思っています。とにかく作ってみて、運用して、問題点があれば直していくという手法をしていかなないと、これからは時間的にちょっと間に合わなかなと感じて、先生の講義を聞いて率直に思いました。大分自民党会派も歩み寄ってきましたので、一部ちょっと歩み寄れないところもあるんですね。議会報告会とかの開催条件、ここは歩み寄れないところもあるんですが、できるだけ歩み寄ってきましたので、これからも協力していきたいと思うんですが、時間的な問題もあるので、歩み寄れないところ、まとめることができないところは不一致にしてしまっ、盛り込まないとか、現状どおりにするとか、そういう手法で策定していくしかないかなと思っておりまして、そういうスタンスで臨んでいこうかなと思っております。

○森戸座長 ありがとうございます。牧瀬先生の講演は大変示唆に富む講演でありまして、どういいう議会を目指したらいいのかということと、議会基本条例はあくまでも手段で、目的は市民の福祉の向上にどれだけ応えられるのかと。そのことが

投票率などにも大きく影響するという流れなんだろうと。議会に何を言ってもだめだとなれば、当然それは投票率が下がるということも一つの市民感情としてあることだと思うんですが、そういう点では、私たちが作る目的を改めて再確認したと私は思っています。

あとは、とにかく早く作るというところが、4年もかけてと言われると、そうですねと言いたくなるんですが、小金井市議会はそれが一番大事なところで、議論を尽くして争点を明確にしていくということなので、その辺りはやむを得ないかなと思いつつも、今期とにかく作り上げるということで、是非皆さんのご協力をお願いしたいと思っております。以上、私の感想を含めて述べさせていただきました。

では、入ってよろしいでしょうかね。それで、前回、持ち帰り事項になっていることがあります。一つは、全員協議会の問題です。これまでの経過を述べると、全員協議会は会議規則の中で正式な会議として位置付けられているわけです。市長から全員協議会の開催を求められることもあるわけですが、同時に議会サイドからも全員協議会の開催を求めることも、小金井市議会の場合はあるわけです。そのときの開催要件をルール化しようということで、この全員協議会の条文は作られたわけですが、不一致で来ているというのが今日の状況かなと思っております。

前回は議論をした結果、この全員協議会の第1項を盛り込む、第2項、第3項をどうするかということでありました。「議長は、議員が全員協議会の開催を請求した場合は速やかに対応するものとする」ということでありますが、もしルール化ができないということになると、これは非公式の発議になっていくわけで、このルールは条文化できないのではないかという議論もありました。また、残してもいいのではないかという議論もあり

まして、それぞれ持ち帰っていただいた結果について、ご報告をいただければと思います。

併せて、私の方からは、改選前の議会の中では、議会サイドの全員協議会の要求事項は全会一致事項になっているということも申し上げ、もし何か、その全会一致事項を維持できる妙案があれば、皆さんの方でご検討をお願いしたいということも申し上げておきますので、そのことは申し添えておきたいと思っております。

では、持ち帰っていただいていたかがでしょうか。
○中山議員 自民党としては、前回までの議論を聞いていて、なかなかまとまりそうにないので、現状のままかなということで、議長判断ということで決着いたしました。

○森戸座長 条文の第2項、第3項はどうされますか。だから、これまでどおり議長判断でいくということですよ。第3項は、別に定めるものとするということになっているんですね。

○中山議員 いろいろ議論はあったんですけども、議長が判断しますので、第2項、第3項は削除していただいていた方がいいかなというところです。

○水上議員 結論は、第2項、第3項を削除することです。議員からの発議がルール化できないということで、今までどおりということになってくると、このようなルールを示唆するような形の文章というのは設けられないのではないかと思います。素案の段階では、一応ルール化というところまでは一定来ていたので、これが小金井市らしいということと言うと、こういう部分かなとは思っていたので、残念なんですけど、でも、そういうことになったとすれば、第2項、第3項は削除ということになるのではないかと思います。

○鈴木議員 私も自民党、共産党と同じ考えでして、第1項で議長の判断にお任せすると言っているものですので、第2項、第3項は削除ということだと思います。

○小林議員 今までの議論の中で、現状の運用を踏襲するような形になると思いますので、文言の整理は別として、第2項は残していいのではないかと考えております。第3項は定められないのであれば、削除と考えています。

○百瀬議員 ルール化できないということの中で、第2項、第3項というのは削除なのかなと思います。

○五十嵐議員 前回の議論の結果ということなんですけれども、第2項、第3項を削除がいいのか、それとも全文削除がいいのかというのは、どちらかかなと思ってまして、議論の結果としては、第2項、第3項はまず削除の方向だろうと思っております。

○片山議員 最初の項だけというようなご意見が多いかとは思いますが、私は第2項は入れておいた方がいいのではないかとは思っています。これの細かいルールについてをずっと今まで話し合っていたわけなんです、そこが今、しっかりと決められない状況ではあるんですけれども、ただ、議員が請求する場合もあり得るということを残しておくべきではないかと思ひ、第3項がきちんと定められないとしても、最初の項と第2項までは残しておくべきではないかと思ひます。

○斎藤議員 開催要件がない会議というのは私はいり得ないと思ひておまして、当初、全員協議会の開催要件として、議員の請求があった場合のルールは定めるべきだということから、協議の中で何段階かの妥協をしていたつもりなんですけれども、なおここで決まらないということは非常に残念であります。結果的には、そうは言っても、議員からの発議が許されないというような、第1項だけ残すと、議員からの発議が認められないという形になりますので、私は第2項は残すべきで、第3項はあえて削除するという形がよろしいのではないかと思ひます。

○白井議員 私も結論で言うと斎藤議員と一緒に

んですけれども、第3項を削除して第2項は残すという方向でどうかと思ひています。開催要件で議論もずっとありました。本当は、かなりハードルを低くするべきだと思ひながら、一致するところで意見の調整をしてきたつもりだったんですけれども、こういったもの自体がなかなか合致できないということであれば残念なんですけれども、ただ、今、斎藤議員もおっしゃったように、議員からの発議がニュアンスとして全く残らないというのはどうかと思ひますので、場合によっては、例えば第2項を残す際にも、「請求」となると、何か請求の要件というのがすごくきっちりルール化されているような意味合いも感じられると思ひますので、「請求」ではなく、例えばこれを「要求」という言葉にして残すとか、そういった工夫もあって、第2項を残して第3項は削除ということではいかげんでしょうか。

○森戸座長 意見は分かりましたけれども、第2項、第3項を削除するというのは、自民党、共産党、民主党、リベラル保守の会です。改革連合は、第2項、第3項を削除か、全部削除かということです。第2項を残すべきというのは、公明党、市民自治こがねい、こがねい市民会議と小金井をおもしろくする会ということです。ここでもちょっと意見は分かれるわけですが、どうしましょうか。ちょっと休憩します。

午前10時42分休憩

午前11時25分開議

○森戸座長 再開いたします。

今、協議会の中でいろいろご議論をいただいたところでもあります。全体的にどのようにするかということ、改めて協議会の議論を踏まえながらご意見を頂ければと思ひますが、いかげんでしょうか。第2項を残すべきだというご意見もあつたんですが、全体的にはどこかで一致しなければいけないところもあります。ただ、一抹の不安がある

のは、議会サイドからの全員協議会の開催要求、これをどうするかということが、残らないことに対する多分不安だと思うので、そこは逐条解説で記述をするということに残しておくということで、いかがかなと思うんですが、第2項を残すべきだという会派の皆さんでもしご見解があればと思います。なおかつ、逐条解説の中では、第14条の「議長が招集し」とありますが、この中には、議員が要求をし、議長判断で招集することを決断された場合に開催することもあるということを含んでいるということで、いかがでしょうか。

○齋藤議員 先ほどの発言で、第11条を、新第14条の条文で若干変わっていたので、「市長が」という主語がなくなっているということで、「議長が招集する」ということだけに変わっておりますので、第2項、第3項を削除することもやむを得ないかなと思っておりますが、本来は、開催要件が明確になっていない、もしくは議員の何人、もしくは全体の何分の1の人数によって開催できる、例えば臨時会や委員会と同じように請求できるという条文に私はしたかったんですけども、何段階かの妥協ということで、大変残念ではありますが、第14条の第1項だけ残すという形であれば了解できるという形に意見を変更いたします。

○白井議員 先ほど、第2項、第3項、両方残すという意見を出しましたが、第1項だけ残すという形でいいのかなと思っております。それは、先ほど座長からの提案があった内容が、それでいいと思いましたので、逐条解説をどうするかというのはこれからの課題ではあるんですが、それを含めて、議会からの発議でそういったこともあるというニュアンスがしっかり担保されればいいと思っております。

○小林議員 議長の整理で、現状維持というように認識しておりますので、第1項のみということで変更させていただきます。

○片山議員 今のまとめ、皆さんの一致するところ

ろでは第1項のみという形になるかなと思っておりますが、私の意見としては、本来は第2項をきちんと条文でこういった形で、議員が開催請求した場合に議長が対応できるということを本来は残すべきだと思っておりますが、ただ、これは皆さん一致してまとめていった方がいいと思っておりますので、逐条解説を第1項のところ、先ほど議長がおっしゃったような形でまとめていくということで了解しております。

○五十嵐議員 第1項を残し、逐条解説の方に、議会側からの要求で、議長判断で開く場合もあると入れるということでいいと思います。

○森戸座長 この条文は、ルール化すべきだという声が多数だったんですよ。今後の課題というか、検証の中で、随時見直していく課題の一つの項目として、私はそういう課題があるということをごどこかに文言で残しておく必要があるかなと思っておりますが、そういうことはできないでしょうか。逐条解説では残さないんです。全体をまとめた報告書か何かの中に、多数がこうだったので、実践しながら検証していくというか、そういう課題として残していくということで確認ができるといいかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○中山議員 報告書に残していただく分には全く問題ないと考えますけれども、そもそも議論の途中で、全員協議会の開催要件は会派の中で決めていくというような中で、会派の開催要件がまとまらなかったということで不一致になったということが起因しております。したがって、自由民主党小金井市議団の会派としては、第2項の「速やかに対応するものとする」というところの「速やかに対応する」というのが、各会派それぞれから各議員によって個々に認識が違って、合わないから削除すべきだという主張をしておりますので、今後議論するにしても、お互いに歩み寄っていく必要はあるということで、それだけは申し上

げておきたいと思います。

○森戸座長 そういうご意見があったということで、お互いにどう歩み寄って一致したものにしていくかということもありますので、一応そういう課題があったということは残しておきたいと思えます。よろしいですか。

では、続いて……。

○飯田議会事務局次長 順番ですけれども、この後、条例の検証のところで、確認をとっておりません現第16条のところの第3項、第4項のところをご確認いただきたいと思えます。

○森戸座長 条例の検証を前回行ったんですが、条例の検証がありますよね。条例の検証は、新しいのは第23条かな。これで、実は旧条例の第16条を見ていただきたいんですが、ごめんなさい、新条例の第16条の第2項の第3号と第4号については、修正後、持ち帰り事項となっています。これは、右側を見ていただくと分かるんですが、旧の方の第2号が、「議会は、政策立案に資するため必要な調査・研修及び視察を行い、その結果を市民に公表しなければならない」ということがありまして、これを第3号に持ってきたわけです。併せて、「各専門分野の専門的な知識を高めるために、学識経験を有する者による議会研修会を実施すること」という文言を設けたということなんです。この波線のところは持ち帰り事項になっているというのが、4月10日の時点なんです。すみません、これをずっと新旧対照表を事務局に作っていただいて、何が課題になっていたかというのをずっと調査していただいたんです。大変な作業をしていただきました。そうしたら、この二つは持ち帰り事項になっているけれども、確認をしていないということが分かったものですから、すみません、この確認をしていただけないだろうかということなんです。

次長、補足があれば。

○飯田議会事務局次長 こちらの方は、条例の検

証の方の研修との兼ね合いもちょっと議論になりまして、持ち帰りという形になっておりましたので、併せてその辺も含めてご議論いただいて、ご確認いただければと思っております。

○森戸座長 ということでありまして、私たちも失念しておりました。

ちょっと休憩します。

午前11時38分休憩

午前11時50分開議

○森戸座長 再開いたします。

4月10日に持ち帰りをさせていただいている事項については、これは議会の問題ですね。調査・政策立案、第16条の第2項についてなんですが、「前項の機能を図るため、次の各号に掲げる制度を活用することができる」ということで、第3号ですが、「必要な調査及び視察を実施すること」、第4号、「各分野の専門的な知識を高めるために学識経験を有する者による議会研修会を実施すること」ということでまとめさせていただきます。その2点について確認をさせていただいてよろしいですか。

○白井議員 4月10日、持ち帰り事項の段階で、意見集約用紙、こちらの方では、第4号に当たる部分、「必要な調査及び視察を実施すること」について、何か別のところに含めたらどうかとか、いろいろ細かい意見を書いているんですけども、いずれにしても第4号、第5号、新しい条文で言うと第3号、第4号になるんですかね、これはもう提案されている内容でよしとしますので、このとおりで結構です。

○森戸座長 今、白井議員からのご意見もありましたが、新人研修ということになると、それを入れるとなると、「学識経験を有する者による議会研修会」だけではなくるんですね。したがって、ここに「学識経験を有する者等」を入れた方がいいんでしょうかね。今、自分で言ってみて、新人

議員研修はどうしようかなと思ったときに、白井議員のを見た「等」も入っているの、「等」を入れた方がいいかなと思うんですが、どうでしょうか。（「逐条解説で、『等』だと説明しておかなければいけない」と呼ぶ者）そうですね。議会事務局からの説明というか、それも入るので、すみません、これは「学識経験を有する者等による議会研修会を実施する」ということでまとめさせていただきます。ありがとうございます。白井議員に言っていたかなければ気づかないところもありましたので、では、そのようにさせていただきます。

以上、昼食のため、しばらく休憩します。

午前11時54分休憩

午後1時開議

○森戸座長 再開いたします。

休憩前に引き続き、議会基本条例について議論を進めてまいります。

実は今日、生活者ネットワークの林議員は欠席で、田頭議員に出席できないかということでご連絡したんですが、難しいということでありました。事務局長の方から、午前中の協議結果についてご報告をいただき、その結果を頂いていますので、事務局長からご報告をいただくということで、局長、お願いします。

○加藤議会事務局次長 先ほどお電話で林議員とお話を昼休みにさせていただきました。先ほどの全員協議会の一致の結果につきましてご報告したところ、その結果で生活者ネットワークは了とするということでのお話を頂いております。先ほど、メールで頂いた中身についても、先ほど決定していただいたとおりの中身を実はメールでも、生活者ネットワークの考えはこうだということをお願いしておりますので、それについては問題ないということでした。また、これから議論いただくことにつきましても、基本的には座長にお任せしますの

でということでした。ただ、ご自宅でユーストリームを見られる環境があつて、もし見られるようであれば、議論の中身によってどうしてもここで何かご意見をということであれば、私の携帯電話にご連絡いただければ、私が出ますからということで、その部分についてもお話をさせていただいておりますので、もし万が一何かあればという場合は、こちらの方からご紹介をさせていただく場合があるかもしれないということで、ただ、基本的には座長にご一任しますということのお話を伺っております。

○森戸座長 ということであります。ユーストリームをご覧になっている林議員、よろしくお願いたします。よろしいでしょうか。欠席の中でどんどん決めていくというのは、ちょっとどうかなと思いましたが、一応局長に休憩の中でご確認をいただいて、なおかつ、そういう提案をさせていただいております。これからはラインでインターネットを通じて、テレビでお互いに議論するというところもある世界になっていくのかなと思いますが、大分先ですが、では、一応そういうことで全体のご確認をいただいたということで、よろしくお願いたします。

続いて、政策検討会が第16条の中でありまして、正副座長案をお示しすると言っていたんですが、すみません、まだお示しできる段階になっておりませんので、これは来年には必ず形になるものをご提案させていただきますので、よろしくお願いたします。

あと、確認しなければならないのは、ナンバー51の先例申合せであります。これについては、次長から説明していただいてもいいですか。

○飯田議会事務局次長 先般の会議でお持ち帰りになった事項でございますけれども、この議論の中で、「申合せ」というのは将来的に要綱化していく方が良く、要綱化してからこの条文を変更することも考えられるというような座長のご発言

もございました。現時点で「先例申合せ」を削除して条文化するか、それとも盛り込むのか。はたまた、この条そのものを、理念的な条なので、削除しても良いのではというようなご意見もございました。引き続きご協議いただくことになっております。よろしく願いいたします。

○森戸座長 ということでありまして、全体は「先例」を削除することでどうだろうか、「先例」または「申合せ」を削除するという会派が多かったかなと思いますが、ただ、「先例」だけを削除してはどうかという意見もあったんです。

「申合せ」としてはどうか。あとは、公明党からは、「申合せ」は早急に「規則」や「要綱」にしていった方がいいというご意見もありました。これはどういたしましょうか。全体的には、「先例」を削除すると。

○中山議員 議会事務局の方からもご説明があって、実際に「先例」を条文の中に盛り込むかどうかという議論の中、削除した方がいいのではないかという判断に我々は至ったということです。

○森戸座長 自民党は、「先例」または「申合せ」を削除するということですよ。

自民党と民主党は両方を削除した方がいいということですね。公明党は、「会議規則及び要綱等」に変更して、「申合せ」を「要綱」にしたらどうか。みんなの党は、もし条例の規定になじまないだったら全体を削除すべきだと。生活者ネットワークと市民自治こがねいは、このままでいいと。改革連合は、「先例」を削除して、「申合せ等」としたらどうか。こがねい市民会議も「先例」のみを削除。小金井をおもしろくする会も「先例」を削除してはどうか。

まず、公明党から、「先例」または「申合せ」を「要綱」や「規則」の中に盛り込んで整備するというご提案をいただいています。この点についてはいかがでしょうか。

○白井議員 うち、「先例」のみを削除しては

どうかということで、「申合せ」は「申合せ等」みたいな形で残してはどうかと思っておりました。それというのは、これが正しい考え方かどうか分かりませんが、規則で全てそこに議会運営の細かいやりとりは網羅できないと。となれば、どこかに明文化されたものが残されていて、それに応じて議会運営をしていくということは現実的にあるわけだと思えます。なので、そういった意味では、「申合せ」という言葉は残した方がいいかなと思ったんですが、ただ、公明党の方で提案されているように、そういう要素が「要綱」という中で反映されるのであれば、「申合せ」という言葉には私はこだわりません。

○森戸座長 いかがでしょうか。誰かがまとめなければいけないですかね。「申合せ事項」というのは、ハンドブックで言うと、ハンドブックの33ページからありますよね。議会運営委員会の申合せ事項、会派代表者会議の申合せ事項、いっぱいありますね。89ページまで、55ページを整理すると。要綱の整備は制定した後に、半年ぐらいかけてやるんですかね。制定が先だと思えますよね。これも整備してというと、なかなか一気ににはできないと思う。

○斎藤議員 どなたかお分かりになれば、もしかしたら事務局で、「要綱」と「申合せ」、手続上、そこに差が出るということに、どの程度違うのか。あと、法的根拠と言ったらおかしい、そうなるのかどうかというのは、手続だけでもどう違うか、もしよろしければ教えていただければと思います。

○飯田議会事務局次長 お答えになっているか分からないんですが、すみません。まず、「申合せ」は、積極的に公開をしていないところがございまして、また、会派代表者会議などの非公開の会議についても規定がございまして、要綱化すると言いますと、表に積極的に示していくものになりますので、そういったところで、非公開の会議について要綱化していくかどうかというところはご

ございますので、先ほど白井議員がおっしゃったような細かいところまで要綱化できるのか。積極的に公表できるような細かいところまで要綱化できるかどうかというところは問題が出てくるのかなと思っております。

○斎藤議員 「申合せ」の場合は、議会運営委員会で全会一致するのが「申合せ」という形だと思うんですけど、「要綱」とすると、議会での議決も要らないんですか。行政側で要綱を作るときがどのような決議をしているのか分からないので、逆に議会で要綱を作るときには、議会運営委員会で全会一致という形であれば、それで要綱として成立するという事なのか。そこをもう一度ご説明ください。

○飯田議会事務局次長 市長部局の要綱につきましては市長決裁でございまして、議会の要綱になりますと議長決裁という形になるかと思えます。議会運営委員会で確認をされているものということになりますと、委員長の決裁プラス議長の決裁をしていただくという形になろうかと思えます。

○森戸座長 要綱にできるものとできないものが出てくる可能性はあるのかなと思うんです。例えば、一般質問及び緊急質問についてというのが申合せになるんですかね。議会運営委員会の申合せの46ページにあるわけです。一方、会議規則には、第60条に、「議員は、市の一般事務について議長の許可を得て質問することができる」という一般質問の項目があるわけです。第61条には緊急質問に関わる規定があって、この部分は例えば要綱になるのかなと。こういう正式な会議のところで細かく取り決めている部分などについては、これは要綱にすることができるのではないかなと思うんですが、その辺りはどうでしょうか。

○飯田議会事務局次長 具体的に作業をして、手続を進めてみなければ詳細にはお答えできないところがございますが、そういった形で、一般質問の方法という形、名称はちょっと分かりませんけ

れども、そういった形での取り決めということは要綱化できるかと思えます。でも、先ほど来、申し上げているように、こちらに書いてある全てのものが要綱化できるかどうかというのは、精査してみないと分からないかなと思っております。

○森戸座長 会派代表者会議は正式な会議としていないわけですから、ここに関する部分とかはなかなか要綱化は難しいので、「申合せ」で残すという形になるんですけども、それ以外の正式な部分であれば要綱化はできるということなのではないかなと思うんですけども、斎藤議員、どうでしょうか。

○斎藤議員 ありがとうございます。要するに、要綱化にしても、申合せ事項が全くなるといいうわけではなくて、それはそれで残らざるを得ないということですね。手続的にはそれほど難しくないのであれば、「要綱」ということで明確化した方がいいかなという感じがします。

○森戸座長 ありがとうございます。その辺り、いかがでしょうかね。要綱化について。まだ各会派で持ち帰って議論しなければいけないとは思いますが、「申合せ」ということを文言に入れなくて、「等」もできないんだね。もしやるとしたら「要綱」ですね。「申合せ」は「申合せ」と。非公式なものにするということに分類すれば、「申合せ」は入れられないということになりますよね。

○飯田議会事務局次長 「等」という言葉を条文に盛り込みますと、「等」は何ぞやというところを逐条解説に盛り込まなければならないかなと思っています。盛り込まないでおけば、例えば質問で、「等」とは何ですかというような質問が来る可能性があるかなと思っています。

○森戸座長 ということなので、公明党が言われているような、「要綱」に置き換えられるものは積極的に「要綱」に置き換えていくということを前提にし、「申合せ」ではなく、例えば「要綱」

という言葉に置き換えるということもあるのかなど、合意ができればですけども、いかがでしょうか。

○片山議員 ただ、実際の議会運営の中では、ハンドブックの何ページの何とか、会派代表者会議のことを前から申し上げていますけれども、必ず文言として出てくるんですよ。会議録に載っているんですよ。なので、私はどこかで説明は必要だとは思っています。それをどのようにするかは、会派代表者会議などについては再度議論するのかなども含めてになってしまいますけれども、「申合せ」というものをとってしまうと、今、「要綱」に置き換えるということがあっても、残ってしまうのもあるという中で、ただ、「申合せに基づいて」という言葉が絶対に出てくるわけですよ。それをどう説明するのかということについて整理をしていただかないと、ここは私は市民には説明できないかなと思っているんですが、いかがでしょうか。

○森戸座長 33ページの目次を見ていて、一番問題になるのは、会派代表者会議、議員連絡会議、申合せ事項、ここなんですよね。ただ、議会内各種議員、委員の任期について、特別委員会の委員長の任期、議会人事の辞令について、この辺は要綱でできる部分、だから、できないとしたら第1、だから会派代表者会議をどうするかというのは、片山議員がおっしゃるように最後まで残る部分かなど。ですから、会派代表者会議ももし非公式とするということが前提となって、全体で一致するところですよ、それで盛り込むことができれば、そういう盛り込み方もあるのかなと思うんですけども、基本は公開で行くべきだという声もありますが、その辺りが一致すれば、この会派の申合せ事項も正式なものになっていくということになると思うんですが、そこに立ち返ることになってしまうんですよ。

○片山議員 公開の度合いというのものもあるもの

ですから、そこを考えながら、一番うまく説明ができる状況にしたいというのが私の思いです。

○森戸座長 公開の度合いというと、片山議員としては、公開すべきだと前にご意見があったと記憶しているんですが。

○片山議員 公開の程度は幾つか段階があったと思いますので、そこについての協議をしながらということになるかなと思います。

○森戸座長 ただ、そこはなかなか一致できないところですかね。会派代表者会議の部分は難しい。

○中山議員 我々も、原則、議会のことは公開していくべきだという考え方でいるんですが、とはいえ、平場で話せることと話せないこと、それから思い切った協議をするための協議というのがありますので、運用上、これは別に国会や地方議会、どこでもそうだと思いますけれども、我々社会の中で話合いを行っていく中で、まだ方向性が固まらない中で、前段階の議論というのはあると思いますので、なかなかまとまらないのではないですかね。

○片山議員 私もそうは思っているんです。ですので、公開を主張するという事ではないんですが、ただ、そういう会議があるということは事実なので、それをどのように示していくかということを考えていく上で、要点筆記はしていて、それは情報公開の対象になっているということがあり、ただ傍聴はできない。そういう非公開の場があるということをも明文化してしまうということはあるのではないかなと思っています。秘密会というのか、何と言うのか分かりませんが、それはそれで、私はそういう説明をしながら明記していった方がいいとは思っています。

○森戸座長 片山議員としては、会派代表者会議の存在があるということをも明記し、なおかつ、これは非公開であるということをも逐条解説などで述べていくということはどうだろうかということですよ。全体的には要綱なり、申合せも含めて、

この条文に盛り込んだ方が良いということですね。

会派代表者会議は置いておいて、それ以外の部分を要綱化することについてはどうでしょうか。

全体的にはいかがですか。

○鈴木議員 確かに整備する必要があると思うんですけども、先ほど宮下議員が一言言われたのは、これは一体誰がそういう作業をするのかということなんです。だから、そうすることになると、運用しながらの課題ですよ。これだけではなくて、様々な課題が出たときの取扱いの方法について固めていく中でということだったら分かるんですけども。

○森戸座長 運用しながらということでしょうね。申合せについては至急整備を進める。大変ですけどもね。だから、制定がまず先なんですよ。制定した後、要綱を作っていくと。制定と施行日と、半年ぐらい間を空けるんですか。だから、その半年の間に要綱をわっと作る。（「申合せ、要綱、あと会議規則含めて、整合を図る作業はそれぐらいかな」と呼ぶ者あり）まだ終わらないということになります。

いずれにしても、その部分は持ち帰っていただくということが一つ、よろしいでしょうか。持ち帰るに当たって聞いておきたいということがあれば。

○片山議員 正式な持ち帰りの、何をもち帰るのかをもう一度言っていただけるとよろしいかなと。

○森戸座長 ちょっと精査する必要がありますけれども、議会ハンドブックの33ページの目次に、会派代表者会議、議員連絡会、議会運営委員会等の申合せ事項があります。これについては要綱に定めていくということで、持ち帰っていただきたいと思います。

二つ目に、今、片山議員から提案がありました。が、会派代表者会議について、非公式の会議ではあるわけですけども、これを正式な条例の中に載せる、なおかつ、ただし非公開とするという条

件つきなんです。そういうことで載せるかどうかですね。これは条例の中ですよ。（「要綱に載せる」と呼ぶ者あり）要綱か。ただ、公式化するとしたら、条例にある程度の文言がないと、復活するかどうかなんです。（不規則発言あり）それは一致しない。非公開のまま。一致しないという声があるので、会派代表者会議の申合せ事項はこのままにするかどうか。要綱にしないで、このままにするかどうか。そこを持ち帰るということによろしいでしょうか。

もう一度言います。申合せ事項について、33ページにありますが、これらを要綱化していくことでどうかということです。二つ目には、会派代表者会議にある申合せ事項についてはどういう取扱いにするか。そのことによって文言も変わってくるわけですから、その二つについて、もう一回整理して、皆さんに持ち帰り事項をお渡しできるように用意いたしますので、よろしく願いいたします。

○片山議員 あと、その持ち帰りのものとしての、「先例」を削ってということなのかということと、その申合せということがもし残った場合、要綱に全部載せられなくて申合せということで残った場合に、それを載せるのか載せないのかということも入るのでしょうか。今、持ち帰って、要綱には載せられないものがあるということがあれば、それは載せないということも含めての持ち帰りなのではないでしょうか。

○森戸座長 非公式のものは載せないと。だから、申合せは載せないということになっていくかなと思うんですけども。非公式のものは載せるべきではないという方々が確か多かったんですよ。

○五十嵐議員 そうすると、この条文の話ですが、公明党が提案している「会議規則及び要綱等」へ変更となっていますが、この「等」をなくすという意味ですか。

○森戸座長 「等」はなくなりますよね。

○五十嵐議員 「等」をなくして、「会議規則及び要綱に基づいて」ということにするというものを持ち帰ると、そういう感じによろしいですか。

○森戸座長 はい。要綱にすることが一致すれば、この文言も解決はできるかなと思うところもあるので。

○五十嵐議員 申合せの中で、要綱にできるものと、できないものがあるという整理ですよ。だから、申合せは残らざるを得ないということですよ。その場合でも、その条文に関しては「等」は入れないで「要綱」のところまでにする、条文はそこまでということですよ。そういう確認ですよ。

○森戸座長 提案はそういうことに、だから申合せは載せない。

○片山議員 条文に載せないとしても、「等」として逐条解説に載せるということはある得ないのですか。

○森戸座長 申合せを残すということになると、申合せであるのは会派代表者会議と議員連絡会なんです。そうすると、会派代表者会議をどこかに条文化しなければいけないということになってきて、それは不一致なんです。一致しないということからすると、申合せは非公式のものとして残すということにならざるを得ないですよ。全体が、いいですよ、会派代表者会議を公式化しようと、正式の会議にして、会議規則の中にも入れるような状況になれば、それは申合せを条文化することはできると思うんですけども、今の雰囲気は、それは難しそうなんです。ですから、持ち帰っていただくとしたら、申合せは載せない、削除するというので、ただし、できる限り要綱化する。要綱化できるものは要綱化して、正式化にしていくということになっていくのかなと思うんですけども。

○片山議員 持ち帰りなので、皆さん、また持ち帰ってから議論ができればと思いますけれども、

会派代表者会議は非公開の場でやっているということもあり、私は余り多用しない方がいいと思っているんです。なので、そういった認識でいければいいかなとは思っています。本来は公式な公開の場で全てやっていくべきですので、できるだけそういった場での協議を余り重ねないということをして前提の議会運営をするべきかなと思います。

○森戸座長 片山議員のお考えは受け止めていくということになりますし、全体的にはそういう方向になっていくのかなと思うんですけども、以前、共産党もそういう考えを言ったときがあったんですけども、できる限り会派代表者会議を開かないようにすると、公開の場できちんと議論しようと。議会運営委員会がありますから、そういう場を通じて、できる限り議論できるものは議論していくということだと思うんですよ。

大体いいですか。文書にしてまた出させていただきますので、よろしく願いいたします。

次に行きます。ナンバー49でいいですね。（不規則発言あり）分かりました。

若干休憩します。

午後1時35分休憩

午後1時48分開議

○森戸座長 再開いたします。

次に、ナンバー49の諸報告についてであります。正副座長案をお示ししております。第11条というのは仮のものでありまして、第10条の議会と市長の関係の中で、諸報告は独立をさせた方がよいということで、正副座長案として独立させたものを提案させていただきました。

第1項は皆さんでほぼ一致していると思うんですが、ただ、自民党からは、これを明記することが必要かどうかは疑問であるという議論があります。それから、行政報告については、公明党と民主党から一定のご意見があります。この辺りを含めて議論する必要があると思うんですが、まず行

政報告について、現状の仕組みがどのようになっているのかというのを総務課長の方からご説明いただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○伏見総務課長 行政報告の現状でございますが、とりわけこういったときに報告しなければならないという細かい規定はございません。各部と課の判断においてしていただくわけですが、その際については、当然庁議で諮って、その後に各常任委員会に報告するというような流れになっているのが現状でございます。

○森戸座長 併せて、議会サイドからの行政報告を求めるということについて、つけ加えて説明をお願いします。

○伏見総務課長 もし正副委員長等の打合せの中で、こういったことを行政報告してほしいというような要望があった場合については、先ほど申し上げた庁議を経なければならないという過程が必要になりますので、正副委員長の打合せが委員会の前日、前々日などというような場合については、所管事項でお願いしたいというような内々での話はあるかなということは聞いているところでございます。

○森戸座長 ということでありまして、それを受けてそれぞれご意見をお願いできればと思います。

○斎藤議員 現状とすれば、行政の方から報告を一方的に受けるということの方がほとんどですよね。我々が見えないところの報告をしていただく。ただ、実際、市政は動いている状況の中で、その部分をちゃんと委員会として報告を求めたいというときに、例えばその次の委員会で報告してほしいというようなことであれば、時間的な問題も可能だろうと思いますし、それまで明確な報告がない状況の中の市政執行の問題について、委員会として、委員長としてという形になるのか、ある委員が発議をされたものに対して、委員長がそれを委員会として求めるということは当然あるん

だろうと私は判断しているんですけども、その辺いかがでしょうか。そういう場合について対応できるかどうかなんですけど、いかがでしょうか。

○伏見総務課長 ケースバイケースだとは思いますが、基本的には報告する段にならないと言えない話というのが結構あるかなというところもありまして、聞きたいことは確かに分かるんですけども、現時点では答えられるすべまでないというような状況も結構あるかなというところもありまして、一概には確かに言えない部分はあるんですけども、そういったこともあって、次回まで待っていただきたいとか、そういった形の事前でのすり合わせというのは一定あるのかなというところでは、現状ではお答えできないかなと思うんですけども。

○斎藤議員 具体例がないとなかなか答えづらいということもあるかと思うんですけど、議会側からすれば、庁議を経るということであるとすれば、委員会として要望して、次回の委員会にこのことについて報告を求めるとことは当然できる条文にしておかなければ、議会としての権能を発揮することはできないと思いますし、実際そういうときには、実際に行政の動きがあって、我々もそれを知ることになって、そのことについてもう少し詳細に説明してほしいということになるのであって、今、課長は随分慎重な答弁だったんですけども、そんなややこしいことばかりではないと思いますので、是非対応していただきたい。条文とすれば、そういったものを活かせる条文の作り方にすべきではないかと思います。

○森戸座長 もし正副委員長含めて行政報告をしてもらうということになると、ルールとして、委員会の1週間前までに正副委員長との打合せを持つということのルール化はしておいた方がいいですよね、例えば。定例会中はちょっときつけれども、どうなんですかね、閉会中とかは。

○斎藤議員 事実上はそういうことが可能なんだ

らうと思うんですが、条文に載せる以上、委員会として一致した形で行政に求めるという形の方が見識があるのではないですか。ということになると、委員会を開いているときに、次の委員会に対してどうするかと。ただ、実情は、こういう動きがあるのではないかと、このことを委員会で報告してくださいということが正副委員長の意向で、行政がそれに応じていただけるということは当然あるんだらうとは思いますが、条例の作り方とすれば、委員会で一致したという作り方になるのではないですか。そこまで明記しなくても、そういった条文の作り方ではないかなと思います。

○森戸座長 委員会で一致した場合に行政報告を求めるということですね。次回となるから、2か月ぐらい後になりますけれども、きちんと報告しなさいよというのが斎藤議員からご意見として出されましたが。

○斎藤議員 もう一度、すみません。そこまで明確に条文には示さなくてもいいと思うんですが、ルールとしてというか、申合せではなくて要綱になるのか、そういうものを作るとすれば、逐条解説の中にそういった原則論は書いた方がいいのかなという気はしますけれども。

○森戸座長 原則論とすると、庁議に諮って行政報告はされるものだ。（「委員会で一致」と呼ぶ者あり）ただ、緊急の場合、正副の委員長が一致して求める場合とかはどうでしょうか。そういうのは余りない。（「緊急の場合で、正副委員長が求めるということは、事実行為としては、そういうことは当然あり得るという形では、そういうことも含めた形で対応できるような条文がいい。そのように発言を訂正いたします」と呼ぶ者あり）分かりました。第11条第2項について、自民党と民主党と公明党がそれぞれお考えがあるんですが。

○湯沢議員 まず、総務部に質問なんですけれども、現状、申合せというか、集約用紙にも書いて

いるんですが、委員会でその結論が出た場合、正副委員長から一回議長を通して、議長がまたそれを議会運営委員会に諮問してから市長等に申し入れるという扱いになっているんですけれども、これを飛ばすことは形式的には可能なのでしょうか。質問させていただきます。

○森戸座長 これは市長報告の場合ですね。

○湯沢議員 委員会で市長から報告を求めるなり、あるいは行政報告という形であっても、直で委員会から申し入れるということが形としてあり得るのかという素朴な疑問です。

○伏見総務課長 過去にあったかどうか、ちょっと記憶にはないんですけれども、委員会の総意ということであれば、一定の市長判断があるのかなということで、市長報告なり、あるいは行政報告はするのかなということです。過去、今まであったかなというところはあるんですけれども、そういう要望があれば、委員会の総意ということであれば、当然そうならざるを得ないかなと考えております。

○森戸座長 議長と議会運営委員会を経なくてもできるということですね。（「規定がない」と呼ぶ者あり）規定がないということですね。

ちょっと休憩します。

午後2時休憩

午後3時10分開議

○森戸座長 再開いたします。

今、行政報告についての議論をさせていただきました。正副座長案から提案をいたしました行政報告の運用のルールが若干硬直化していて、なかなか運用ができない状況のものになるのかなということを、議論を伺っていて感じております。引き続きこのナンバー49は議論をしていくということで、本日はこのぐらいにしておきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○森戸座長 それでは、ナンバー49の諸報告については引き続き協議することで一致させていただきます。

本日は、議事の都合により、以上で議会基本条例策定代表者会議を終了したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 ご異議なしと認めて、本日の会議は終了いたします。

午後3時11分閉会